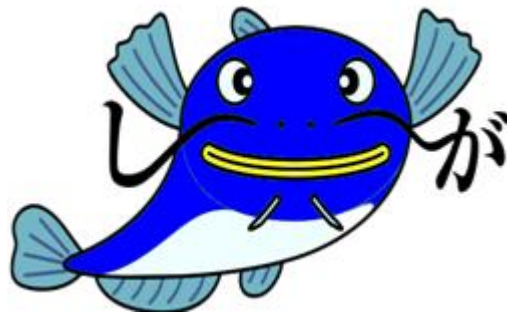


公益社団法人 滋賀県臨床検査技師会

(賛 助 会 員 規 程)



平成 29 年 6 月 9 日 制定
令和 2 年 4 月 1 日 改定
令和 2 年 10 月 7 日 改定
令和 8 年 8 月 5 日 改定

賛 助 会 員 規 程

平成 29 年 6 月 9 日 制定

令和 2 年 4 月 1 日 改定

令和 2 年 10 月 7 日 改定

令和 8 年 8 月 5 日 改定

(目 的)

第1条 本規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会（以下当法人）定款第2章第5条（2）に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(資 格)

第2条 当法人の目的に賛同し、これを援助するため入会した個人又は団体とする。

(議決権)

第3条 賛助会員は当法人の総会における議決権を持たない。

(入 会)

第4条 当法人の賛助会員となるためには、別に定める賛助会員入会申請書を当法人に申請し理事会の承認を受けなければならない。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。

2 賛助会員は1年単位とする。

(会費及び納入)

第5条 会費は、別に定める会費規約に基づく。（別表参照）

2 会費は指定された期日までに、当法人の指定する方法で納入しなければならない。

(特典利用)

第6条 賛助会員は、以下の特典を利用することができる。

- (1) 当法人からのニュース、その他情報の配信。（会誌：「滋臨技だより」3回/年 学会誌：「滋賀医学検査」1回/年・他）
- (2) 会誌広告の価格は賛助会員価格で申し込みできる。
- (3) 当法人主催の学会、研修会等の参加費は、賛助会員価格で参加できる。
- (4) 滋賀医学検査誌広告の価格は賛助会員価格で申し込みできる。
- (5) 会員名簿広告が申し込みできる。
- (6) 当法人の学術部門のホームページに、賛助会員主催のメーカーの案内（セミナー・研修会）を掲載することができる。

(補 則)

第7条 この規程で処理しがたい事項は、理事会の議決によるものとする。

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を得なければ変更することはできない。

附 則

1. この規程は理事会の承認を受け、平成29年6月9日より施行する。
2. この規程は理事会の承認を受け、令和2年4月1日より改定する。
3. この規程は理事会の承認を受け、令和2年10月7日より改定する。
4. この規程は理事会の承認を受け、令和8年8月5日より改定する。

(別 表)

賛助会員費	1 口	30,000 円
会誌（滋臨技だより）広告	1 頁	20,000 円 (賛助会員に加入して頂いた場合)
		50,000 円 (賛助会員に非加入の場合)
滋賀県医学検査学会賛助金	1 口	10,000 円
滋賀医学検査誌広告	1 頁	20,000 円 (賛助会員に加入して頂いた場合)
		30,000 円 (賛助会員に非加入の場合)
会員名簿広告 (賛助会員に限る)	1/2 頁	3,000 円
	1 頁	5,000 円